

公告

長野県知事及び長野県公安委員会から、平成29年度行政監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成30年8月9日

長野県監査委員 田 口 敏 子  
 同 西 沢 利 雄  
 同 西 沢 昭 子  
 同 西 沢 正 隆

監査委員の意見	意見に対する方針	部局名等
<p>1 事務処理体制について</p> <p>狩猟者登録事務において、県外居住者に係る申請の受付機関である鳥獣対策室は、ホームページの申請手続案内で、申請書の提出先及び登録手数料の振込先を一般社団法人長野県猟友会としています。</p> <p>本来、申請は申請者本人が申請受付機関へ行うものですが、県がこの団体を申請書等の提出先として案内し、受付窓口とする場合は、申請者の個人情報や手数料である現金等を取扱う点を考慮すると、申請に係るトラブルを未然に防ぐためにも、権限と責任の範囲を明確にする必要があると考えますので、適切な根拠を整備するよう検討してください。</p> <p>また、ホームページについては、申請手続における鳥獣対策室と団体の関係を明記するなど、手続の透明性を高めた案内となるよう改善を検討してください。</p>	<p>長野県と一般社団法人長野県猟友会との間で、狩猟者登録業務に関する申合書を取り交わし、権限と責任の範囲を明確にします。</p> <p>また、ホームページでは、長野県の申合書の締結により、一般社団法人長野県猟友会を提出先として指定している旨を明記します。</p>	<p>森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室</p>
<p>2 審査基準と標準処理期間の設定及び公表について</p> <p>(1) 県(警察本部を除く。)における審査基準と標準処理期間の設定及び公表について、必要な個票を作成しておらず、かつ、ホームページで公表していない事務が6事務ありました。</p> <p>平成15年度行政監査結果報告書(以下「前回報告書」という。)によると、本県では、平成6年9月に「行政手続法施行に伴う審査基準の設定に係る基本指針」を、平成8年3月に「行政手続条例施行に伴う条例等に基づく処分に係る審査基準等の設定に関する基本指針」を示し、許認可等の事務ごとに審査基準と標準処理期間などを記した個票を作成し、関係課所に備えるものとしており、前回報告書では、これらの個票は事務ごとに作成されていたことが認められます。</p> <p>現在、審査基準と標準処理期間の設定については、前述</p>	<p>審査基準と標準処理期間の設定及び公表について、必要な個票を作成しておらず、かつ、ホームページで公表していない6事務については、改善済です。</p> <p>平成30年6月8日に行政委員会等の職員も対象として研修を実施し、個票の作成及び公表を促したほか、法及び条例の内容に加えその意義まで説明するなど、職員の理解と認識が進むよう留意しました。</p> <p>今後も、研修を継続して開催するなど職員が法及び条例を十分に理解・認識することができるよう努めてま</p>	<p>コンプライアンス・行政経営課</p>

<p>の2つの基本指針は使用されておらず、整備要領及び設定資料を根拠としており、個票は関係課所に備えて公にするものからホームページで公表するものへと変更されています。</p> <p>少なくとも、平成21年7月には、「行政手続法・行政手続条例等に基づく許認可の基準等の整備に関する説明会」が行政改革課(コンプライアンス・行政経営課の前身)により開催され、個票をホームページで公表することの周知と整備を促しています。近年は、年1回程度は審査基準と標準処理期間の整備を通知していることから、各部局は整備を着実に進めるべきであり、コンプライアンス・行政経営課は、未整備の部局等を把握し整備を促すべきであったと考えます。</p> <p>コンプライアンス・行政経営課は、本監査実施中の平成30年1月24日に、「行政手続条例等に基づく審査基準等の整備について(依頼)」を各部局、行政委員会事務局主管課長等に発出し、同年3月9日までに整備を行うよう依頼しました。その結果、一部で改善が認められますが、整備が未実施の部局等は早急に整備を進めてください。また、コンプライアンス・行政経営課は、引き続き進捗状況を把握するとともに、各部局の整備の推進を図り、行政委員会事務局等に対しても整備を促してください。</p> <p>なお、所管課の担当者が個票や整備要領等を承知していないケースが散見されたことから、職員の法及び条例に対する理解と認識が不十分と考えますので、職員研修の充実や周知方法の工夫などについて対策を講じるよう検討してください。</p>	<p>います。</p>	
<p>(2) 警察本部は、審査基準及び標準処理期間を受付機関等に備え付けることで公としています。</p> <p>前回報告書において、審査基準及び標準処理期間のホームページでの公表等の検討の必要性について意見を述べており、他県警察本部では、ホームページにより公表している事例もみられますので、県民の利便性の向上や手続の一層の透明性を図る観点から、ホームページでの公表について検討してください。</p>	<p>警察本部において取り扱う許認可等の事務の審査基準及び標準処理期間については、引き続き警察署等に備え付けるとともに他県警察本部の例に倣い、長野県警察のホームページにおいても公表するものとし、全ての審査基準等を掲載しました。</p>	<p>警察本部</p>